

## 一般社団法人 日本スクエアダンス協会 中部統括支部 選挙規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本スクエアダンス協会中部統括支部（以下「本統括支部」という。）役員の選挙（以下「選挙」という。）に関し必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の公正な運営を図るため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 各地区委員会は、選挙管理委員1名をコア役員会に推薦し承認を得る。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は、2年とし再選は妨げない。
- 5 選挙管理委員会の事務局は、総務委員会が担当する。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 選挙の告示
- (3) 立候補届け及び推薦届けの受付・告示
- (4) 投開票事務
- (5) 開票録の作成
- (6) 開票結果表の作成
- (7) 幹事会における選挙結果の承認の諮問

(選挙する役員)

第4条 選挙する役員は、本統括支部規約第8条に定めるところによる。

(被選挙人名簿)

第5条 代表幹事は、3月10日までに被選挙人（新年度幹事名）を総務委員会へ報告しなければならない。

総務委員会は、被選挙名簿を作成し選挙管理委員会へ提出する。

(選挙の告示)

第6条 統括支部長は、コア役員会の承認を受けて、選挙の告示を選挙管理委員長へ指示する。

- 2 選挙管理委員長は、指示を受けた日から1週間以内に幹事へ選挙期日を告示する。

(立候補及び推薦の届け出)

第7条 選挙の立候補者は立候補届（別添）を、推薦者は推薦届け（別添）を選挙管理委員会が指定する日までに選挙委員長まで提出しなければならない。なお、推薦者は、事前に被推薦者の推薦受諾を得なければならない。

- 2 選挙管理委員会は、立候補届及び推薦届を受理したときは、速やかに内容を確認し届け出者に受理した旨を通知しなければならない。

(投票用紙等の送付)

第8条 事務局は、投票用紙(様式-3号の1、様式-3号の2)及び立候補届・推薦届一覧表の書類を、投票締切日の2週間前に幹事に送付する。

(選挙の方法)

第9条 選挙は、投票用紙による郵便投票とする。

- (1) 投票は、無記名投票とし被推薦者名簿から選ぶ。
- (2) 投票は、同一の被選挙人を複数の役職に投票することができる。
- (3) 投票は、投票締切日の消印まで有効とする。
- (4) 立候補届・推薦届一覧表は参考とする。

(開票)

第10条 開票は、幹事会開催日の1週間前とし、開票に当たっては選挙管理委員の開票担当1名と開票担当が指名した2名以上(立候補者及び被推薦者は除く。)の開票立会人のもとで行う。開票担当は、選挙管理委員長が兼任、若しくは選挙管理委員長によって選任された、選挙管理委員がその任に当たる。

(無効投票)

第11条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を使用していないもの。
- (2) 記載事項が確認不可能なもの。
- (3) 別の事柄を記載したもの。
- (4) 定数を超える者を記載したもの。

(選出順序)

第12条 役員選出の優先順序は、理事候補、総務委員長、財務委員長、広報委員長、業務監査、会計監査の順とする。

2 理事候補以外の役員については、上位の選出者を除く。

(当選者の報告)

第12条 選挙管理委員長は、開票録(別添)及び開票結果表(別添)を作成し幹事に送付する。

(選挙に対する異議)

第13条 幹事は、選挙の結果に異議があるときは、開票録の送付を受けたのち5日以内に選挙管理委員会へ異議の申立てができる。

2 選挙管理委員会は、異議の申立てを受理したときは速やかに判定し、その結果を公表する。

(選挙結果の承認)

第14条 選挙管理委員長は、幹事会に選挙結果を報告し承認を得る。

(選挙関係の書類の保管)

第15条 選挙管理委員会は、選挙関係の書類を2年間保管しなければならない。

(本規程の改廃及び変更)

第16条 この規程の改廃は、コア委員会で議決し幹事会に報告する。

附則

この規程は、2023年4月30日から施行する。